平成３０年（フ）第９６９号
横浜市緑区長津田４丁目７番５号　フローレンス・モリ204号
債務者　岡村　麻美
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９７３号
横浜市磯子区岡村３丁目７番31号
債務者　大塚　陽祐
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９７４号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目４番地10　エスペランサ南台Ａ　103号
債務者　吉住　祐也
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９７９号
横浜市栄区公田町740番地　11棟107号
債務者　小田　宏一
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９８３号
横浜市泉区和泉が丘２丁目31番41号
債務者　鳴海　　満
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４４号
東京都町田市原町田６丁目23番13号シャローム302
債務者　湊　　未来
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５１３号
東京都小平市上水南町４丁目７番45号くるめ園
債務者　森　　晃彦
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３７号
栃木県足利市堀込町270番地７　モンパレス足利第３　15―201、前住所群馬県桐生市相生町２丁目129番地の８　ハイツＹＳ202号
債務者　佐藤登喜子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第１８２９号
大阪府枚方市星丘１丁目20番18―312号
債務者　相田　明美
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１６４号
栃木県鹿沼市日吉町640番地　日吉町南市営住宅１号棟９号室
債務者　入江みどり
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８８号
栃木県宇都宮市石井町3125番地43
債務者　芝野　直也
1　決定年月日時　平成30年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５１号
栃木県宇都宮市簗瀬町1898番地　エクセル簗瀬501号
債務者　荻野　千景
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続終結

平成２９年（フ）第６６６３号
東京都町田市金森東４丁目43番25号
破産者　有限会社ユメック
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１２号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙2748番地３
破産者　木性　利之
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７８５７号
東京都千代田区神田北乗物町18番地
破産者　中井金属株式会社
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３９号
埼玉県秩父市寺尾1452番地１
破産者　ドリーム交通有限会社
1　決定年月日　平成30年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係